

菊 陽 町 農 業 委 員 会 議 事 録

令和元年10月10日（木）開催

菊 陽 町 農 業 委 員 会

令和元年度第7回菊陽町農業委員会会議録

開催日時 令和元年10月10日(木) 午後3時00分から午後4時30分

開催場所 菊陽町役場 別館2階会議室

1 議事日程

第1 議事録署名委員及び会議書記の指名について

第2 議事

- (1) 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- (2) 議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
- (3) 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- (4) 議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による意見決定について
- (5) 議案第5号 農地中間管理機構事業(農地集積計画)に係る意見決定について
- (6) 議案第6号 非農地証明願いについて
- (7) 報告第1号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届(市街化区域)について

2 農業委員

(1) 出席委員(8人)

1番 川端 哲男	2番 河北安之助	3番 欠 席
4番 堀川 眞助	5番 本田 和寛	6番 内藤 文紀
7番 宮村 澄孝	8番 可村 岸雄	9番 坂本 里美

(2) 欠席委員(1人)

3番 磯部 一輝

3 農地利用最適化推進委員

(1) 出席委員(9人)

1番 鍋島 敬一	2番 坂本 哲也	3番 上田 幹雄
4番 新川 栄二	5番 大竹 計理	6番 山下 芳廣
7番 紫藤 淳	8番 古庄 隆光	9番 渡邊 幸伸

(2) 欠席委員(0人)

4 農業委員会事務局職員

事務局長 鍋島 二郎

事務局員 西山 昌憲

農地集積専門員 高山 勇

令和元年度第6回菊陽町農業委員会会議録

議事の経過

-----○-----

開会 午後3時00分

- 事務局 それでは、定刻になりましたので菊陽町農業委員会定例会議を開催いたします。
本日の会議への出席は、農業委員総数9名中8名、推進委員総数9名中9名出席でございますので、菊陽町農業委員会会議規則第6条の規定に基づき会議が成立しておりますことをご報告します。
それでは、会長に挨拶をお願いします。
- 会長 本日の会議は、農地法に基づく許可申請や農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画等の審議が主なものとなります。
委員の皆様には、慎重なご審議をお願いいたします。
- 事務局 会議は、菊陽町農業委員会会議規則第4条の規定に基づき、会長が議長となり、議事の進行を行うことになっております。
それでは、会長よろしくをお願いします。
- 議長 それでは、議事に入ります前に、菊陽町農業委員会会議規則第13条の規定に基づき、議事録を作成しなければなりません。
議事録作成にあたり、議事録署名人と会議書記の選出が必要になりますが、「議長一任」でよろしいでしょうか。
- (賛同の声)
- ありがとうございます。それでは私の方で、指名させていただきます。
それでは、議事録署名人に4番 堀川委員、6番 内藤委員にお願いします。
- 本日の会議書記に事務局職員の西山さんを指名します。
以上で、日程第1を終わります。
- つづきまして、日程第2の議事に入ります。
初めに、議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題とします。
- 番号1について、事務局より説明をお願いします。
- 事務局 農地法第3条は、農地の権利移動の制限を規定しています。
不耕作目的や資産保有目的等での農地の取得など、望ましくない権利移動を禁止し、効率的に農地を利用する者が農地の権利を取得することとなっているところでもあります。
それでは、議案の1ページをご覧ください。

議案第1号 番号1を説明します。
申請地及び面積等は、議案書のとおりです。
申請理由については、親子間の贈与による所有権移転であります。

この議案につきましては、現地調査を10月4日（木）に実施しています。
お手元に配布しています「現地調査写真」のP1～P6をご覧ください。農
機具の確認は済んでおります。

では、本議案について、申請書等に記載された内容が当該基準に適合するか
否か、お手元に配布しております調査書の農地法第3条（赤ラベル）の検討
事項について検討した結果を説明します。

それでは、1号から該当する項目について説明します。

全部効率要件については、申請人への聴取、農業委員の本田委員、推進委員
の古庄委員と現地調査をした結果、現在保有している経営農地の状況、権利
取得後に必要な農機具及び労働力の状況から効率的な利用ができるものと見
込まれます。

次に権利を取得するものが、取得後において耕作に必要な農作業に従事する
かどうかについては、譲受人は以前会社にお勤めでありましたが、8年前に
お父様の体の調子が悪くなったため、会社を退職されて実家に帰省し、それ
以降申請地で農業をされております。今回、父親所有の農地の一部について
生前贈与を受けるものです。

次に権利取得する者の、取得後における農地の合計面積が下限面積に達して
いるかどうかについてですが、申請人の経営規模につきましては、15,4
19㎡であり、下限面積を満たしております。（下限面積50a）

最後に地域との調和要件ですが、今までどおり、権利取得後も同様な使用を
されることから、周辺農地への影響はないものと思われま。また、地域で
行われている水路清掃や除草作業に参加し、周辺農家と協力することが申請
書に明記されています。

なお、申請農地は集落営農、経営体による面的にまとまった農地ではないこと、
他の農業者の農業用水利が阻害されるような権利取得ではないこと。

無農薬や減農薬での付加価値の高い作物の栽培に取り組まれている地域でない
こと。集落が一体となって特定品目を生産している地域でないこと。

以上申請地の場所、規模からみて周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利
用の確保に支障は生じないものと考えられ、調和要件を満たすものと判断し
ます。

以上で、議案朗読並びに説明を終わります。

議 長 議案説明が終わりました。
ただいまの説明に関して、現地調査されました委員からの補足説明及び意見を
お願いします。

8 番推進委員 議案第 1 号の番号 1 について、8 番推進委員が説明します。
譲受人は、専業農家であり、主に米、麦、大豆の作付けをされています。今
後も農業に従事していくとのことでもあります。現地調査においても、適正に
農地を管理されており、特段問題ないと思われまます。よろしくご審議をお願
いします。

議 長 議案朗読並びに説明が終わりました。
委員の質問並びに意見を求めます。
何かありませんか？

無いようですので、採決を行います。

議案第 1 号の番号 1 の案件について、賛成される委員の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成です。

よって議案第 1 号の番号 1 は、「許可相当とし、付すべき条件なし」として
意見決定とします。

次に、議案第 2 号「農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について」を
議題とします。

事務局の議案朗読並びに説明をお願いします。

事務局 農地法第 4 条は、権利移動の伴わない自己転用でございます。
議案書 2 ページ、番号 1 について説明します。

申請地及び面積等は、議案書のとおりです。
転用目的は、通路です。

この議案につきましては、現地調査を 10 月 4 日（金）に実施しています。
詳細につきましては、お手元に配布しています「現地調査写真」の P 7～P
9 をご覧ください。

配布しております農地転用許可申請に係る実質審査表の第 4 条、5 条（赤ラ
ベル）をお開きください。

許可基準に照らした結果について説明します。

1 農地転用許可基準に基づく検討状況

1) 立地基準について

農地区分は第2種農地と判断しました。(10ha未満の小集団の農地)

次に、一般基準について、検討を行いました。

一般基準は検討する事項として「1の資力及び信用」から「10の法令協議」まで、該当あるところについて検討を行い特に不相当となる項目はありませんでした。

当該農地は10ha未満の小集団の第2種農地あり、原則許可することができませんが、代替性の検討をすることにより、他の用地では事業の目的を達することはできないと認められるときは、例外的に許可することができるものです。

よって、この案件については「許可相当とし、付すべき条件なし」として判断しました。

以上で議案朗読並びに説明を終わります。

議長 議案説明が終わりました。

ただいまの説明に関して、現地調査されました委員からの補足説明及び意見をお願いします。

5番農業委員 議案第2号の番号1について、5番農業委員が説明します。

本申請地は、10ha未満の小規模の農地であり、事務局から説明がありましたとおり、周辺は農地法第5条による転用により、北側は自作地の農地が残りますが、東西は宅地、南側は道路となるものです。通路にすることにより、他に影響を与えることはないと思われしますので、よろしくご審議をお願いします。

議長 議案朗読並びに説明が終わりました。

委員の質問並びに意見を求めます。

何かありませんか？

無いようですので、採決を行います。

議案第2号の番号1の案件について、賛成される委員の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成です。

よって、議案第2号の番号1は、「許可相当とし、付すべき条件なし」として意見決定とします。

次に、議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題とします。

事務局の議案朗読並びに説明をお願いします。

事務局

農地法第5条は、権利移動の伴う転用でございます。
議案書の3ページ、番号1について説明いたします。

申請地及び面積等は、議案書のとおりです。
転用目的は、4戸の建売住宅です。
権利は、所有権移転による売買です。

この議案につきましては、先程と同じく、現地調査を10月4日（金）に実施しています。

詳細につきましては、お手元に配布しています「現地調査写真」のP10～P12をご覧ください。

配布しております農地転用許可申請に係る実質審査表の第4条、5条（赤ラベル）をお開きください。

許可基準に照らした結果について説明します。

1 農地転用許可基準に基づく検討状況

1) 立地基準について

農地区分は 第2種農地と判断しました。

（10ha未満の小集団の農地）

次に、一般基準について、検討を行いました。

一般基準は検討する事項として「1の資力及び信用」から「10の法令協議」まで該当あるところについて検討を行い特に不相当となる項目はありませんでした。

当該農地は10ha未満の小集団の第2種農地あり、原則許可することができませんが、代替性の検討をすることにより、他の用地では事業の目的を達することはできないと認められるときは、例外的に許可することができるものです。

よって、この案件については「許可相当とし、付すべき条件なし」として判断しました。

以上で議案朗読並びに説明を終わります。

議長 議案説明が終わりました。
ただいまの説明に関して、地元委員からの補足説明及び意見ををお願いします。

5番農業委員 議案第3号の番号1について、5番農業委員が説明します。
本申請地は、10ha未満の小規模の農地であり、先程の議案第2号に関連する転用となります。北側は自作地の農地、東側は農地となりますが、南側は宅地、西側は山林であり、建売住宅を建てることにより、他に影響を与えることはないと思われしますので、よろしくご審議をお願いします。

議長 議案朗読並びに説明が終わりました。
委員の質問並びに意見を求めます。
何かありませんか？

無いようですので、採決を行います。
議案第3号の番号1の案件について、賛成される委員の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成です。

よって議案第3号の番号1は、「許可相当とし、付すべき条件なし」として意見決定とします。
次に、議案第3号番号2を議題とします。

事務局の議案朗読並びに説明をお願いします。

事務局 先程と同じく農地法第5条は、権利移動の伴う転用でございます。
議案書の3ページ、番号2について説明いたします。

申請地及び面積等は、議案書のとおりです。
転用目的は、貸駐車場です。
権利は、所有権移転による売買です。

この議案につきましては、先程と同じく、現地調査を10月4日(金)に実施しています。
詳細につきましては、お手元に配布しています「現地調査写真」のP13～P15をご覧ください。

配布しております農地転用許可申請に係る実質審査表の第4条、5条(赤ラベル)をお開きください。
許可基準に照らした結果について説明します。

1 農地転用許可基準に基づく検討状況

1) 立地基準について

農地区分は 第2種農地と判断しました。
(駅から概ね500m以内の農地)

次に、一般基準について、検討を行いました。
一般基準は検討する事項として「1の資力及び信用」から「10の法令協議」まで該当あるところについて検討を行い特に不相当となる項目はありませんでした。

当該農地は駅から概ね500m以内の第2種農地あり、原則許可することができませんが、代替性の検討をすることにより、他の用地では事業の目的を達することはできないと認められるときは、例外的に許可することができるものです。

よって、この案件については「許可相当とし、付すべき条件なし」として判断しました。
以上で議案朗読並びに説明を終わります。

議長 議案説明が終わりました。
ただいまの説明に関して、地元委員からの補足説明及び意見をお願いします。

7番農業委員 議案第3号の番号2について、7番農業委員が説明します。
本申請地は、駅から概ね500m以内の第2種農地であり、北側西側は宅地、東側は道路であり、南側に農地が残りますが、貸駐車場にすることにより、他に影響を与えることはないと思われますので、よろしくご審議をお願いします。

なお、現地調査の写真のとおり、当該地は農地の用を呈していないため、申請者に始末書の提出をしていただくことになっています。

議長 議案朗読並びに説明が終わりました。
委員の質問並びに意見を求めます。
何かありませんか？

4番農業委員 この貸駐車場は、誰に対して貸すものか？

事務局 当該申請地の北側にある障がい児デイサービスの事業所への貸駐車場です。

議長 他にありませんか？
無いようですので、採決を行います。
議案第3号の番号2の案件について、賛成される委員の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成です。

よって議案第3号の番号2は、「許可相当とし、付すべき条件なし」として意見決定とします。

次に、議案第4号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による意見決定について」を議題とします。

事務局の議案朗読並びに説明をお願いします。

事務局

農業経営基盤強化促進法第18条第1項は、農地を効率的に利用する地域の担い手に、農地の利用集積を進めることを目的として法律で定められています。

町が農地の権利移動について計画を作成し、公告することにより、農地法の許可を受けることなく農地の権利の設定・移転が行われる仕組みであります。

菊陽町長より令和元年9月30日付けで農用地利用集積計画についての意見決定を求められています。

それでは、議案書のP4～5をご覧ください。

今月は1の利用権設定が7件の12筆で合計面積23,953.00㎡です。

計画要請の内容は、認定農業者・専業農家及びその関連による申請であり、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものであります。

以上で説明をおわります。

議長

説明が終わりました。しばらく時間を取りますので、担当委員の方は確認をお願いします。

よろしいですか？

－ 同意の声 －

確認が終わったようですので、採決を行います。

議案第4号の1の利用権設定については、原案のとおり意見決定することに賛成される委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成です。

よって、原案のとおり意見決定することとします。

次に、議案第5号「中間管理機構事業（農用地利用集積計画）に係る意見決定について」を議題とします。

事務局より議案朗読並びに説明をお願いします。

事務局

菊陽町長より令和元年9月30日付けで、農地中間管理機構事業の農用地利用集積計画について意見決定を求められています。

議案書の6ページをご覧ください。

議案書のとおり譲受人は熊本県農業公社（農地中間管理機構）となっており、案件は2件の2筆で、合計面積5,282.00㎡です。

以上で説明を終わります。

議長

説明が終わりました。しばらく時間を取りますので、担当委員の方は確認をお願いします。

よろしいですか？

－ 同 意 の 声 －

確認が終わったようですので、採決を行います。

議案第5号の農地中間管理機構事業の農用地利用集積計画についての意見決定は、原案のとおり意見決定することに賛成される委員の挙手を求めます。

（全員挙手）

全員賛成です。

次に、議案第6号の番号1「非農地証明願について」を議題とします。

事務局より説明をお願いします。

事務局

非農地証明願について説明します。

申請地及び面積等は、議案書のとおりです。

この議案につきましては、現地調査を10月4日（金）に実施しています。詳細につきましては、お手元に配布しています「現地調査写真」のP16～P17をご覧ください。

20数年前まで、自宅敷地内の畜舎で子牛を飼育していましたが、現在は経営規模縮小のため飼育しておらず、宅地の一部となっている状態です。申請のあった地目「牧場」の土地については、既存集落内の小規模な土地であり、農地の用を呈しておらず、広がりのある農地ではありません。故意的な違反転用ではないと認められるため、非農地とすることが妥当と判断しております。以上で説明を終わります。

議 長 議案説明が終わりました。
ただいまの説明に関して、地元委員からの補足説明及び意見ををお願いします。

4 番推進委員 議案第 6 号の番号 1 について、4 番推進委員が説明します。
本申請地は、事務局からの説明のとおり、既存集落内の小規模農地であり、宅地の一部になっている状態です。非農地とすることにより、周辺農家及び農地への影響はないと思いますので、よろしくご審議をお願いします。

議 長 議案朗読並びに説明が終わりました。
委員の質問並びに意見を求めます。
ありませんか？

4 番農業委員 「牧場」という地目があるのか？

事務局 登記地目の一つとしてあります。法務局に確認したところ、当該地目を変更するには、転用許可書又は農業委員会の非農地証明が必要とのことでした。

議長 他にありませんか？
ないようですので、採決を行います。
議案第 6 号の番号 1 の案件について、賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成です。

よって議案第 6 号の番号 1 は、「非農地化相当」と決定します。

次に、報告第 1 号について事務局の説明をお願いします。

事務局 報告第 1 号について、議案書の 8 ページをお願いします。農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出（市街化区域）であります。件数は 6 件で申請地、転用目的は議案書に記載のとおりです。
添付書類も含めて完備してありましたので、申請書類を受理しました。

議 長 ただいまの報告第 1 号について、質疑はありませんか？

— 特に発言無し —

よろしいですか。
特に無いようですので、以上で報告第 1 号を終わります。

議案審議並びに報告事項は、終了しました。

以上で、本日の議事日程については、終わりましたので議長の座を降ろさ

させていただきます。

(午後4時30分終了)

会議の顛末、以上のとおり相違ありません。

令和元年10月10日

会長

議事録署名人

議事録署名人